

厚生労働省発健0221第6号
令和4年2月21日

各 都道府県知事 殿

厚生労働大臣
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」の一部改正について

今般、別紙のとおり、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」(令和3年2月16日付け厚生労働省発健0216第1号厚生労働大臣通知)について、その一部を改正し、令和4年2月21日から適用することとしたため、管内市町村長へ速やかに伝達すること。

厚生労働省発健0221第5号
令和4年2月21日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{市町村長} \\ \text{特別区長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働大臣
(公印省略)

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」の一部改正について

今般、厚生科学審議会において、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について、使用するワクチンにコロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和4年1月21日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第14条の承認を受けたものに限る。)を加え、その対象者を5歳以上11歳以下の者とする事について妥当との結論が得られたことから、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」(令和3年2月16日付け厚生労働省発健0216第1号厚生労働大臣通知)の一部を別紙のとおり改正し、令和4年2月21日から適用する。

(別紙)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）
（令和3年2月16日厚生労働省発健0216第1号 厚生労働大臣通知）

(傍線部分は改正部分)

改正後	現行
<p>厚生労働省発健0216第1号 令和3年2月16日</p> <p>一部改正 厚生労働省発健0521第2号 令和3年5月21日</p> <p>一部改正 厚生労働省発健0531第3号 令和3年5月31日</p> <p>一部改正 厚生労働省発健0802第2号 令和3年8月2日</p> <p>一部改正 厚生労働省発健1116第5号 令和3年11月16日</p> <p>一部改正 厚生労働省発健1217第1号 令和3年12月17日</p> <p><u>一部改正 厚生労働省発健0221第5号</u> <u>令和4年2月21日</u></p>	<p>厚生労働省発健0216第1号 令和3年2月16日</p> <p>一部改正 厚生労働省発健0521第2号 令和3年5月21日</p> <p>一部改正 厚生労働省発健0531第3号 令和3年5月31日</p> <p>一部改正 厚生労働省発健0802第2号 令和3年8月2日</p> <p>一部改正 厚生労働省発健1116第5号 令和3年11月16日</p> <p>一部改正 厚生労働省発健1217第1号 令和3年12月17日</p>
<p>各 市 町 村 長 殿 特 別 区 長</p> <p>厚生労働大臣 (公印省略)</p>	<p>各 市 町 村 長 殿 特 別 区 長</p> <p>厚生労働大臣 (公印省略)</p>
<p>新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）</p>

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）附則第 7 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。

記

- 1 対象者
貴市町村（特別区を含む。）の区域内に居住する 5 歳以上の者。
- 2 期間
令和 3 年 2 月 17 日から令和 4 年 9 月 30 日まで
- 3 使用するワクチン
 - (1) コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン（SARS-CoV-2）（令和 3 年 2 月 14 日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。）第 14 条の承認を受けたものに限る。）
 - (2) コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン（SARS-CoV-2）（令和 3 年 5 月 21 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。）
 - (3) コロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター）（令和 3 年 5 月 21 日にアストラゼネカ株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。）
 - (4) コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン（SARS-CoV-2）（令和 4 年 1 月 21 日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。）

ただし、(1) 及び (2) については、上記 1 のうち 5 歳以上 12 歳未満の者に対して行う接種においては使用しないこと。 (3) については、上記 1 のうち 5 歳以上 18 歳未満の者に対して行う接種においては使用しないこととし、また、必要がある場合を除き、18 歳以上 40 歳未満の者に対して行う接種においては使用しないこと。 (4) については、上記 1 のうち、1 回目の接種時において 12 歳以上の者に対して行う接種においては使用しないこと。

追加接種を行う場合においては、(1) 及び (2) に掲げるワクチン

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）附則第 7 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。

記

- 1 対象者
貴市町村（特別区を含む。）の区域内に居住する 12 歳以上の者。
- 2 期間
令和 3 年 2 月 17 日から令和 4 年 9 月 30 日まで
- 3 使用するワクチン
 - (1) コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン（SARS-CoV-2）（令和 3 年 2 月 14 日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。）第 14 条の承認を受けたものに限る。）
 - (2) コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン（SARS-CoV-2）（令和 3 年 5 月 21 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。）
 - (3) コロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター）（令和 3 年 5 月 21 日にアストラゼネカ株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。）

ただし、(3) については、上記 1 のうち 12 歳以上 18 歳未満の者に対して行う接種においては使用しないこととし、また、必要がある場合を除き、18 歳以上 40 歳未満の者に対して行う接種においては使用しないこと。

追加接種を行う場合においては、(1) 及び (2) に掲げるワクチンを使用することとし、この場合において、当該ワクチンは上記 1 のうち 12 歳以上 18 歳未満の者に対して行う接種には使用しないこと。

〈改正後〉

〈現 行〉

を使用することとし、この場合において、当該ワクチンは上記1のうち
5歳以上18歳未満の者に対して行う接種には使用しないこと。

(改正後全文)

厚生労働省発健0216第1号
令和3年2月16日
一部改正 厚生労働省発健0521第2号
令和3年5月21日
一部改正 厚生労働省発健0531第3号
令和3年5月31日
一部改正 厚生労働省発健0802第2号
令和3年8月2日
一部改正 厚生労働省発健1116第5号
令和3年11月16日
一部改正 厚生労働省発健1217第1号
令和3年12月17日
一部改正 厚生労働省発健0221第5号
令和4年2月21日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{市町村長} \\ \text{特別区長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働大臣
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)

予防接種法(昭和23年法律第68号)附則第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。

記

1 対象者

貴市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域内に居住する5歳以上の者。

2 期間

令和3年2月17日から令和4年9月30日まで

3 使用するワクチン

(1) コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和3年2月14日にファ

(改正後全文)

- イザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第14条の承認を受けたものに限る。）
- (2) コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2) (令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)
- (3) コロナウイルス(SARS-CoV-2)ワクチン(遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター) (令和3年5月21日にアストラゼネカ株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)
- (4) コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2) (令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)

ただし、(1)及び(2)については、上記1のうち5歳以上12歳未満の者に対して行う接種においては使用しないこと。(3)については、上記1のうち5歳以上18歳未満の者に対して行う接種においては使用しないこととし、また、必要がある場合を除き、18歳以上40歳未満の者に対して行う接種においては使用しないこと。(4)については、上記1のうち、1回目の接種時において12歳以上の者に対して行う接種においては使用しないこと。

追加接種を行う場合においては、(1)及び(2)に掲げるワクチンを使用することとし、この場合において、当該ワクチンは上記1のうち5歳以上18歳未満の者に対して行う接種には使用しないこと。

以上